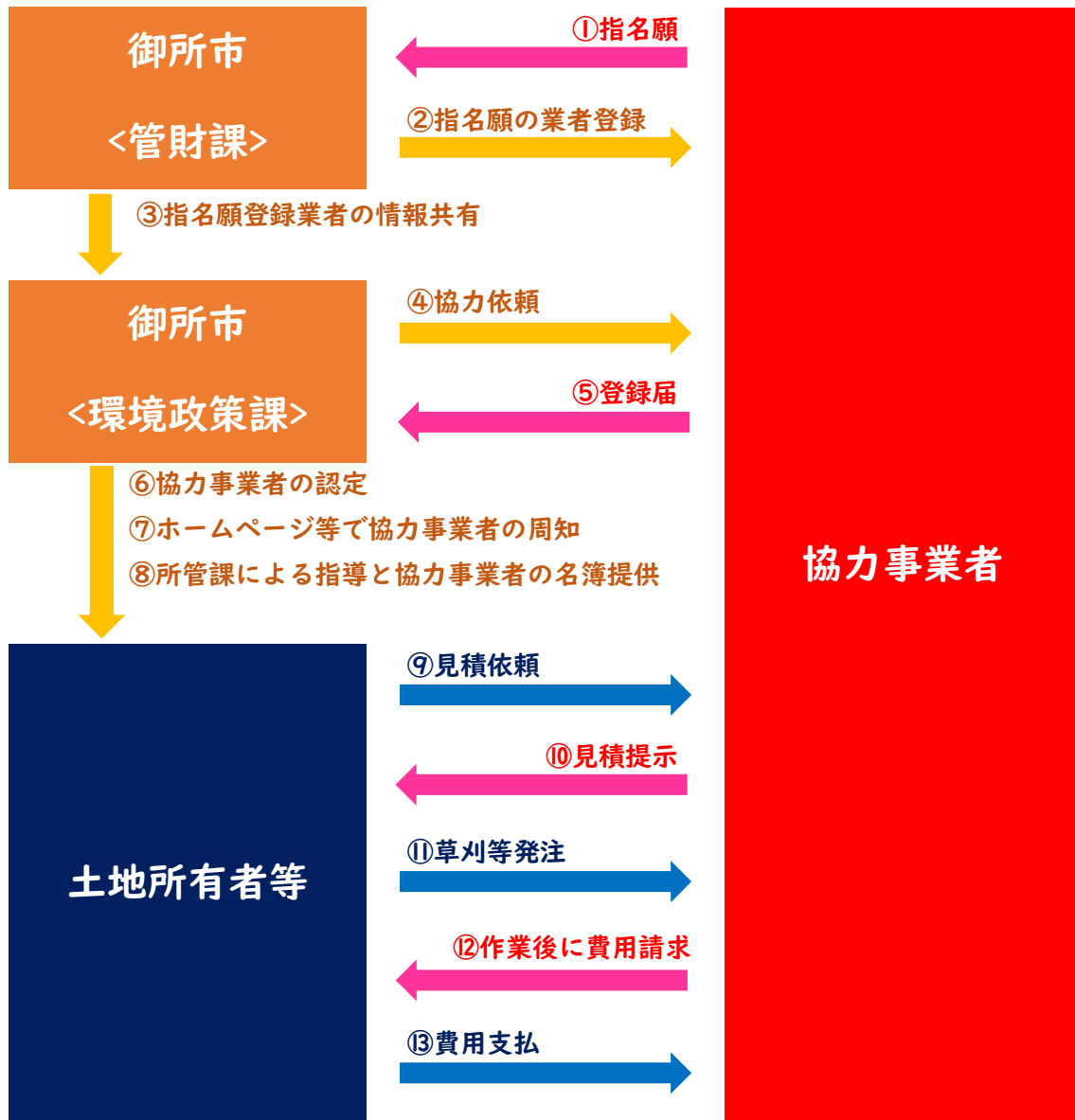


●御所市草刈等協力事業者制度の流れ



※1 土地所有者等に対し、草刈等協力事業者の情報を提供するものであり、業務を
あっせんするものではありません。

※2 協力事業者に草刈等の発注を保証するものでなく、土地所有者等が協力事業者
以外の者に対し、草刈等を依頼することを妨げません。

※3 市は、草刈等において生じた事故、損害、苦情、紛争等の責任を負いません。